

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第11号

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第2（第14条関係）（忌引日数表）				
死亡した人	付与日数			
	フルタイム会計年度任用職員		パートタイム会計年度任用職員	
	同居	別居	同居	別居
配偶者	10日以内	10日以内	<u>5日以内</u>	<u>5日以内</u>
本人の父母	7日以内	7日以内	<u>5日以内</u>	<u>5日以内</u>
本人の子	7日以内	5日以内	<u>5日以内</u>	<u>5日以内</u>
(略)				
備考 (略)				

改正前				
別表第2（第14条関係）（忌引日数表）				
死亡した人	付与日数			
	フルタイム会計年度任用職員		パートタイム会計年度任用職員	
	同居	別居	同居	別居
配偶者	10日以内	10日以内	<u>3日以内</u>	<u>3日以内</u>
本人の父母	7日以内	7日以内	<u>3日以内</u>	<u>3日以内</u>
本人の子	7日以内	5日以内	<u>3日以内</u>	<u>3日以内</u>
(略)				

備考 (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(総務部人事課)